

人権デューデリジェンス 2022 実施状況について

世界の様々な地域で多岐に渡る事業活動を展開する伊藤忠グループ(以下、当社グループ)にとって、グローバル規模での人権の尊重・配慮は重要課題です。2022 年度は、J.S. Held Japan LLC の協力を得て、繊維商材を扱う繊維カンパニーの事業を網羅的にアセスメントし、ステークホルダーの人権に実際又は潜在的に負の影響を及ぼす可能性がある商品を選定の上、人権デューデリジェンス（以下、「人権 DD」）を実施しました。プロセスの概要は以下の通りです。

■人権 DD 実施概要

◇実施手順：

- ① 各種文献調査や営業部署へのインタビュー調査等をベースに、繊維カンパニーの事業活動において、ステークホルダーの人権に実際又は潜在的に負の影響を及ぼす可能性がある、商材及びその商材の調達国を把握し、優先的に調査すべき商材と対象国を選定。（第 1 スクリーニング）
- ② 第 1 スクリーニングで選定した商材及び対象国のサプライヤーへのアンケート調査を実施。調査に対する回答分析結果をもとに、人権リスクの具体的な状況について確認が望まれるサプライヤーを、より詳細な調査を行うべきエンゲージメント対象として選定。（第 2 スクリーニング）
- ③ エンゲージメント対象先への現地訪問・ヒアリング調査を実施。
- ④ 上記調査結果をもとに、調査対象に関する人権リスクの現状を把握し、今後の対応方針を協議。

◇実施範囲：

対象		指標・社数
調査対象とした人権リスク指標 (注 1)		児童労働、強制労働、安全で健康な職場環境、結社の自由と団体交渉権、差別、懲罰、労働時間、報酬、地域社会・住民への影響
選定基準	対象国・地域 (注 2)	イスラエル、インド、インドネシア、ウガンダ、エジプト、オーストラリア、カナダ、カンボジア、タイ、トルコ、パキスタン、バングラディッシュ、フィリピン、ブラジル、ブルキナファソ、ベトナム、ペルー、マレーシア、韓国、中国、香港、日本
	金額基準	仕入金額 1 億円以上（海外） 仕入金額 3 億円以上（国内）
調査実施先（第 1 スクリーニング）		調査対象国に所在する 1 次又は 2 次取引先
アンケート調査先		112 社（注 3）
追加調査（第 2 スクリーニング）		21 社
現地訪問・ヒアリング		12 社

（注 1） Social Accountability International による労働環境評価 規格 SA8000 並びに労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言の労働基準等の国際スタンダードが要求している事項から、人権リスクに直結している要素を抽出。

太字 4 つの人権リスク指標は、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言の中核的労働基準。

（注 2） 全サプライヤーから SA8000 適合状況について、ILO 等の外部評価レポート等を基に対象国・地域を選定。

（注 3） 仕入金額ベースで繊維カンパニーの全サプライヤーの約 70%をカバー。

■ 現地訪問・ヒアリング調査事項

対応事項	内容
ブリーフィング	監査の意図の説明、進行スケジュール確認、提出書類確認
マネジャーインタビュー	経営視点でのオペレーションを把握
工場監査	衛生と安全状況の確認
従業員インタビュー	異なる職種・年次・性別の従業員に複数名ヒアリング
クロージング	主要な判明事項についてフィードバック、今後のスケジュールの説明



(経営者インタビュー)



(消火設備の分かりやすい設置)



(感染対策を講じた食堂)

■ 調査実施状況ならびに把握した課題

- 本人権 DD において、人権侵害や安全・人への健康影響が既に発生している、あるいは顕在化が直ちに懸念される人権課題として特定された事項はありませんでした。
- しかしながら、今後、人権課題となる可能性のある発見事項（モニタリングが推奨されるレベル）として下記 3 件がありました。：

(1) 健康と安全

現地の消防法には抵触していないが、国際規範で要求されている基準から見て防火設備の一部不足や、トイレや給水機の定期的な清掃・メンテナンス不足など、施設の安全衛生管理が不十分なケースが確認されました。優先順位の高いものから改善に着手いただくよう働きかけました。

(2) 方針・マニュアルの未整備

人権、差別・ハラスメント、苦情処理などに関する方針や、火災・避難対応、救護のマニュアルが未整備なケースが確認されました。今後、適宜整備するよう依頼しました。

(3) 差別

特定サプライヤーにおいて、採用における確認事項で差別と捉えられかねない確認項目がありました。法令には必ずしも違反していなくとも、国際規範で要求されている基準では、この慣行が差別的、もしくはプライバシーの侵害とみなされる可能性もあるため、改善を要請しました。

■ 今後の対応方針

当社グループでは、今後も人権課題を早期に特定し、真摯に対処・対応すべく、上記の人権 DD 実施先を、サプライチェーン・サステナビリティ調査の実施対象先に含めることとします。そして、定期的にサステナビリティ関連の対話の機会を設け、サプライヤーと協力し、継続的に確認・対話しながら、サプライヤー毎に適正な人権課題への対処を促します。

また、今後も定期的に事業分野毎に人権 DD プロセスに則った取組みと改善を継続することにより、人権への実際または潜在的な負の影響の防止・軽減・救済を行い、サプライヤーを含む関係企業と共に人権尊重の取組を実施・強化することで、強靱なバリューチェーンの構築と持続的成長を目指します。

／以上